

住宅・建築物の耐震化による地震対策【国土交通省】

- 施策概要** 住宅・建築物の耐震改修に対する補助等を重点的にを行い、中長期的に住宅・建築物の耐震化を促進
- 効果** 地震による住宅・建築物の被害を防止し、人命・財産を保護する

■ 全国的な対策と効果

対策 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を促進

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

	R2.4.1	R3.4.1	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31
耐震診断義務付け対象建築物	11,659棟 (15,697棟)	12,180棟 (16,757棟)	12,577棟 (17,633棟)	13,025棟 (18,334棟)	13,187棟 (18,418棟)	13,597棟 (18,907棟)
うち要緊急安全確認大規模建築物	9,825棟 (11,084棟)	9,895棟 (11,026棟)	9,970棟 (11,071棟)	10,174棟 (11,071棟)	10,240棟 (11,066棟)	10,277棟 (11,027棟)

上段:耐震性のある建築物、下段:耐震診断結果が公表された建築物

●「耐震診断義務付け対象建築物」とは？

- 要緊急安全確認大規模建築物:地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物
 - 不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院、店舗、旅館、体育館等)
 - 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(老人ホーム、小学校、中学校、幼稚園、保育所等)
 - 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等(危険物貯蔵場等)
- 要安全確認計画記載建築物:地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物
 - 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
 - 防災拠点建築物(庁舎、病院、避難所として利用する体育館、旅館・ホテル等)

5か年加速化対策の効果



耐震改修を実施した建築物



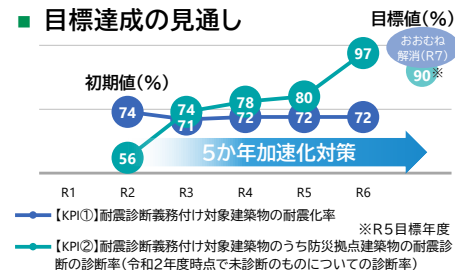
倒壊し避難路を塞いだ建築物

■ 予算額(国費)(加速化・深化分)

R3	R4	R5
-	-	-
R6	R7	累計
-	-	-

※ 加速化・深化分は措置されていないが、耐震改修促進法、補助(住宅・建築物耐震改修事業、建築物耐震対策緊急促進事業)、融資(リフォーム融資等)、税制、広報などにより対策を実施

■ 目標達成の見通し



整備事例

防災拠点建築物の耐震化により、地震による崩壊・倒壊を防ぐ



千葉県袖ケ浦市



千葉県袖ケ浦市



袖ケ浦市庁舎耐震改修事業

■ 建物外観



建築物:庁舎
構造:RC・SRC造
規模:7階、地下1階
延面積:6,469 m²
建築年:昭和55年

■ 耐震改修



外壁開口部に枠付き鉄骨ブレースを設置することで、採光・通風を確保しながら、耐震性を向上させました。

■ 事業費

15.9億円(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)-億円)

■ 事業の背景(地域の課題)

袖ケ浦市庁舎は災害時に防災拠点となる庁舎であるため、地震発生後も機能を継続させる必要があります。旧耐震基準(昭和56年5月以前)の建築物は、耐震性が不十分な場合があり、本建築物の耐震診断を行った結果、耐震性不足が判明しました。これにより、対策の必要性が明確になりました。

■ 事業の内容

耐震改修(枠付き鉄骨ブレース8か所、RC耐震壁4か所等)を実施しました。工事中も通常業務を継続するため、敷地内に先に新設した別庁舎や別施設に一時的に事務室を移転することで、職員や来庁者の工事建物への立ち入りを無くし、約1年間、耐震改修を実施しました。

■ 見込まれる効果

耐震改修を行い、耐震性を確保(構造体の耐震性能を表す指標 Is値 ≥ 0.75)したことで、地震時の建築物の崩壊・倒壊を防止し、職員や来庁者の安全を確保するとともに、防災拠点としての機能継続性が向上しました。

構造体の耐震性能を表す指標(Is値)と判定結果

階	補強前		補強後	
	Is	判定	Is	判定
P2	1.88	OK	1.88	OK
P1	0.28	NG	0.78	OK
7	0.81	OK	0.80	OK
6	0.67	NG	0.83	OK
5	0.53	NG	0.80	OK
4	0.49	NG	0.80	OK
3	0.75	OK	0.77	OK
2	0.63	NG	0.81	OK
1	0.74	NG	0.75	OK
B1	0.73	NG	0.75	OK

人命・財産の被害最小化

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

交通・ライフラインの維持

インフラの老朽化対策

施策のデジタル化

国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

災害関連情報の高度化